

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一四〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表 示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る	(略)	長崎県				(略)	都道 府県
	(略)	(略)	(略)	五六の七	ダラの木九	馬町比田勝	所在地
	(略)	(略)	(略)	所	比田勝出張	原税関支署	官署
	(略)	(略)				門司税関 三級地	級別 区分

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表 示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る	(略)	長崎県				(略)	都道 府県
	(略)	(略)	(略)	五六の七	ダラの木九	馬町比田勝	所在地
	(略)	(略)	(略)	署	比田勝監視	原税関支署	官署
	(略)	(略)				門司税関 三級地	級別 区分

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日)における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二
(略)
2
(略)

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝監視署及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日)における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二
(略)
2
(略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。